

## 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定支援業務委託

### 2. 業務実施場所

船橋市役所及び受託者事業所

### 3. 委託業務の期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

### 4. 業務の目的

市民が安心して住み続けられる地域社会の実現のために、住宅の確保と質の向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「船橋市住生活基本計画」及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」の計画期間が令和2年度で終了するため、令和2年度中に一体的に改定を行う。改定にあたり、「住宅・土地統計調査」「船橋市分譲マンション実態調査」「高齢者実態調査」等において示された船橋市の住生活を取り巻く環境等を分析し、現状と課題の整理や計画案の作成、住生活基本計画等策定委員会の運営を支援することを目的とする。

### 5. 業務の体制

受託者は、本業務の遂行にあたって責任者および担当者を置き、船橋市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者および担当者は、住宅政策などのまちづくり分野における計画策定業務に直近で5年以内に複数回従事した経験を有する者とする。

なお、担当者が本業務の目的を達成することが困難であると認められる場合には、市は責任者と協議のうえ担当者の交代を求めることができるものとする。

### 6. 業務の内容

#### (1) 本市の住生活の現状と課題の抽出・整理・分析

- ①既存の調査結果（住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住宅着工統計、船橋市分譲マンション実態調査、船橋市市民意識調査、船橋市高齢者実態調査等）の分析
- ②本市の住生活の現状と課題、地域特性等の抽出・整理
- ③現行計画（「船橋市住生活基本計画」「船橋市高齢者居住安定確保計画」）に掲載している図表等の更新及び分析
- ④他の自治体の先進的な取り組みの情報収集
- ⑤資金計画を含めた、長期的な視点に基づく市営住宅の供給管理計画策定に向けた分析

#### (2) 計画案の作成

「(1)」で整理・分析したものを基に、本市の課題解消を図るための施策を体系的

に整理し、庁内検討委員会及び計画策定委員会の議論等を踏まえ、本市にふさわしい住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画の理念及び方針の決定を支援する。

また、計画策定にあたっては、「高齢者の居住の安定確保」及び「市営住宅の供給管理計画」、「分譲マンションの老朽化と居住者の高齢化に伴う諸問題解決への支援」「空き家の予防・解消」等を検討課題の柱の一つとし、これらを取りまとめ、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画案の策定を支援するものとする。

### (3) 他計画との調整

船橋市総合計画、船橋市都市計画マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などが令和3年度からの新たな計画として改訂中であるので、これら関連する他計画との調整を行い、整合性を保つものとし、国や県の住生活基本計画の改定動向と合わせた方向性の整理を行うものとする。

### (4) 会議の運営支援等

#### ① 庁内で開催する検討会議への出席・会議資料等の作成支援

庁内検討委員会（4回程度）、計画策定委員会（4回程度）に出席し、議事概要及び議事録を作成する。また、会議の開催に先立ち、会議資料の作成を支援する。

#### ② パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に際し、パブリックコメント用素案及び資料の作成・パブリックコメント対応結果の計画への反映等を支援する。

#### ③ 議会説明資料の作成支援

議会説明の実施に際し、資料の作成等を支援する。

### (5) 計画書及び計画書概要の作成

上記（1）から（4）までを取りまとめ、計画書及び計画書概要を作成する。

計画書は、A4判100ページ程度、本文文字は12ポイント程度を基本とする。

計画書概要は、A3判両面1枚とする。

計画書及び計画書概要の作成にあたっては、図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。

### (6) 納品するもの

次の成果品を船橋市に納品するものとし、成果品に関しての著作権及び所有権は船橋市に帰属する。

また、電子データはMicrosoft Word、Excel、Power Point 形式及びPDF 形式とする。

#### ① 庁内検討委員会議事概要及び議事録

原稿の電子データを納品。

納期：開催日から10日以内

#### ② 計画策定委員会議事概要及び議事録

原稿の電子データを納品。

納期：開催日から10日以内

#### ③ 「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」の素案

原稿の電子データを納品。

- ④「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」のパブリックコメント用素案原稿の電子データを DVD-R に保存したもの及び原稿を「くるみ綴じ製本」で印刷したものを 60 部納品。

- ⑤「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」の完成版及び策定過程で作成した資料

原稿を印刷したもの 300 部及び原稿の電子データを DVD-R に保存したものを令和 3 年 3 月 31 日までに納品。

また、計画の策定過程で作成した図、グラフ、計算、資料等は計画本編及び概要で使用しなかったものも含め電子データを納品。

印刷は次の通りとする。

<表紙>

片面 4 色刷り、片面 PP 加工

用紙：再生マットコート 菊 125 kg

<本文>

両面 4 色刷り

用紙：再生上質紙 菊 48.5 kg

製本：無線綴じ

- ⑥「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」の完成版概要

原稿を印刷したもの 500 部及び原稿の電子データを DVD-R に保存したものを令和 3 年 3 月 31 日までに納品。

印刷は次の通りとする。

両面 4 色刷り

用紙：再生コート 菊 76.5 kg

製本：A3 判 2 つ折り

#### (7) 作業の進捗状況

責任者は、その進捗状況を管理するとともに、船橋市に月 2 回以上、進捗報告等を行うものとする。

受託者は委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、船橋市の指示に従うものとする。

#### (8) 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料で船橋市が所有しているものについては貸与する。

#### (9) 委託料の支払いについて

船橋市は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受領した時は、その日から起算して 30 日以内に一括して業務委託料を支払う。

### 7. 機密保持及び個人情報保護

委託業務に関連して知り得た船橋市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「船橋市個人情報保護条例」及び「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」

等に基づいて適正に管理し、契約期間中はもとより契約期間後も、第三者に漏えいしてはならない。

#### 8. その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、船橋市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務にあたっての資料及び成果は、全て船橋市に帰属するものとし、船橋市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定する。